る日の前日のいずれか早い日までの間（以下この項において「経過措置期間」という。）は、なお従前の例による。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一　経過措置期間中に行われる次に掲げる認可及び検査

イ　法第四十三条の三の九第一項の規定による認可

ロ　法第四十三条の三の十一第一項の検査

二　前号ロの検査に合格した発電用原子炉施設

別表第一　再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（保安電源設備） **第十九条**　［略］ 2　［略］ 3　保安電源設備には、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置 二　前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置 ［4・5　略］	（保安電源設備） **第十九条**　［同上］ 2　［同上］ 3　保安電源設備には、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないよう、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。 ［号を加える。］ ［4・5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第二　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（保安電源設備） **第四十五条**　［略］ 2　［略］ 3　保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置 二　前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置 ［4・5　略］	（保安電源設備） **第四十五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。 ［号を加える。］ ［4・5　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第三　研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（保安電源設備） **第四十四条**　［略］ 2　［略］ 3　保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。 一　高エネルギーのアーク放電による電気盤の損壊の拡大を防止するために必要な措置 二　前号に掲げるもののほか、機器の損壊、故障その他の異常を検知し、及びその拡大を防止するために必要な措置 ［4～8　略］	（保安電源設備） **第四十四条**　［同上］ 2　［同上］ 3　保安電源設備（安全施設へ電力を供給するための設備をいう。）には、第一項の電線路、当該発電用原子炉施設において常時使用される発電機及び非常用電源設備から発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な装置への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。 ［号を加える。］ ［4～8　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第四　再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（保安電源設備） **第二十八条**　［略］ 2　［略］	（保安電源設備） **第二十八条**　［同上］ 2　［同上］